

葛飾区保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 1 月 23 日
7 葛子施第 1032 号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して保育士資格等を取得し、葛飾区（以下「区」という）内の保育施設等に就職した者に対し奨学金を返済するために要する費用の全部又は一部を補助することにより、就職後の経済的負担の軽減を図り、もって教育及び保育の人材を確保し、定着を促して離職を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等 区内に住所を有する認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業及び幼稚園であって、国及び地方公共団体以外の者が運営するものをいう。
- (2) 認可保育所 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条に規定する特定教育・保育施設の確認を受けた児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- (3) 認定こども園 法第 27 条第 1 項の確認を受けた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付け 12 福子推第 1157 号）に基づき東京都知事が認証した保育所をいう。
- (5) 小規模保育事業 法第 43 条第 1 項の確認を受けた児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 33 条に規定する小規模保育事業所 C 型を除く。）をいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園であって、法第 31 条の規定による特定教育・保育施設の確認又は法第 58 条の 2 の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けたものをいう。
- (7) 常勤 次に掲げる要件を全て満たす職員をいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項第 1 号の 3 の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が教育又は保育であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1 年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、保育施設等において 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上常態的に継続して勤務し、当該保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (8) 指定保育士養成施設 児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (9) 奨学金 保育士又は幼稚園教諭が指定保育士養成施設、大学等の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、当該保育士又は幼稚園教諭の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表に定めるもの

- イ アに掲げるもののほか、公の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸付けされており、アに掲げるものに準ずるものとして葛飾区長（以下「区長」という。）が認めるもの
- (10) 保育士資格 児童福祉法第18条の4に規定する保育士となる資格をいう。
- (11) 幼稚園教諭免許 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する幼稚園の教諭の免許状をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得したこと。
- (2) 次条第1項に規定する補助対象期間において、保育施設等を運営する事業者（保育施設等を異にして人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する事業者は同一の事業者とみなす。以下同じ。）に常勤の保育士又は幼稚園教諭として雇用されていること。
- (3) 自ら奨学金を返済していること。
- (4) 次条第3項に規定する補助対象経費について類似の補助制度の補助を受けていないこと。

(補助対象期間及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付を受けようとする年度（以下この条において「補助年度」という。）における補助金の交付の対象となる奨学金の返済期間（以下「補助対象期間」という。）の始期は、次の表のとおりとする。

補助対象者が前条に規定する要件を満たした日	補助対象期間の始期
月の初日から15日までの日	要件を満たした日の属する月の初日
月の16日から末日までの日	要件を満たした日の属する月の翌月の初日

2 補助年度における補助対象期間の終期は、当該補助年度の末日とする。ただし、補助対象者が補助年度の途中で退職をしたとき又は前条に規定する要件を満たさなくなったときは、次の表のとおりとする。

補助対象者が退職をした日又は前条に規定する要件を満たさなくなった日	補助対象期間の終期
月の初日から15日までの日	退職をした日又は要件を満たさなくなった日の属する月の前月の末日
月の16日から末日までの日	退職をした日又は要件を満たさなくなった日の属する月の末日

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間において補助対象者が奨学金の返済に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額とする。ただし、補助対象者1人当たり月額2万円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、区長が別に定める日までに、葛飾区保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (3) 奨学金の貸与機関の発行する奨学金の貸与を受けたことを証明できる資料
- (4) 奨学金の貸与機関の発行する返済証明書及びその内訳が分かる資料又は返済に係る申請者名義の通帳の写しその他区長が補助対象期間内に返済した奨学金の返済実績額が客観的に確認できると認める資料

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付の可否を決定し、適當と認めるときには葛飾区保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、適當でないと認めるときには葛飾区保育士等奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知した者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助対象者の責務）

第8条 補助金の交付を受ける者は、区の教育及び保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、同一の事業者の運営する区内保育施設等に継続して勤務するように努めなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 区長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が、区長が別に定める日を著しく超過して、当該補助金の交付に係る書類等を、区長に提出したとき。ただし、やむを得ない理由によるものと区長が認める場合を除く。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号。以下「規則」という。）に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、葛飾区保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書兼補助金返還請求書（第5号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、区長は、葛飾区保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書兼補助金返還請求書により期限を定めてその返還を求める。

（事業の廃止等）

第10条 区長は、国等の保育人材確保策の実施状況並びに区の待機児童状況及び保育人材確保の状況に変動があった場合は、当事業について廃止、縮小その他の見直しを行う。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については規則に定めるところにより、その他この要綱の施行に關し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和6年9月3日付け6葛子施第563号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを繕って使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを繕って使用することができる。

別表（第2条関係）

名称等
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
東京都母子及び父子福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
東京都育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金